

令和5年第1回

市議会臨時会資料

目 次

議案第 3 3 号関係	-----	5
議案第 3 4 号関係	-----	2 8
議案第 3 5 号関係	-----	3 4
議案第 3 6 号関係	-----	3 5
議案第 3 7 号関係	-----	3 8
報告第 8 号関係	-----	4 2

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

地方税法の改正に伴い、長寿命化に資する大規模な改修を行ったマンションに係る固定資産税を減額するため課税標準となるべき価格に乗じる割合を定めるとともに、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車の税率を軽減する種別割の特例措置を延長するため提案する。

2 根拠法規

地方税法（昭和25年法律第226号）第3条第1項

3 条例の概要

- (1) 新築された日から20年以上を経過したマンションのうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の規定による助言若しくは指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション又は管理計画認定マンションで一定のものであって、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む一定の大規模な工事が行われたものに係る区分所有に係る家屋に係る当該工事が完了した年の翌年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合は、3分の1とすることとした。（附則第3条関係）
- (2) 地方税法附則第15条の9の3第1項の規定により固定資産税の減額を受けようとする者は、特定マンションに係る工事が完了した日から3月以内に、市長に対し申告書を提出しなければならないこと等とした。（附則第4条関係）
- (3) 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置を廃止することとした。（旧附則第19条、附則第19条の4関係）
- (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車の税率を軽減する種別割の特例措置を延長し、令和5年度から令和7年度までの間に初回車両番号指定を受けた一定の三輪以上の軽自動車について、当該初回車両番号指定の翌年度分の税率を軽減すること等とした。（附則第20条関係）
- (5) 規定を整備することとした。（第74条、第76条の3関係）
- (6) 所要の規定を整備することとした。（附則第17条から附則第19条の3まで、附則第21条関係）
- (7) この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第74条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第72条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては、同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第72条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2 ↳ 略</p> <p>4</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第76条の3第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第76条の3 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第</p>	<p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第74条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第72条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては、同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第72条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2 ↳ 略</p> <p>4</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第76条の3第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第76条の3 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式</p>

34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条 略

2 略

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

16 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

17 略

18 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定

による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条 略

2 略

3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

14 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

16 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

17 略

18 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定

の適用を受けようとする者がすべき申告)

第4条 略

2

ㄱ 略

9

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後、に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

ㄱ 略

(4)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

の適用を受けようとする者がすべき申告)

第4条 略

2

ㄱ 略

9

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

ㄱ 略

(4)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

第17条及び第18条 削除

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第19条 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第17条 略

2 略

3 神奈川県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第19条の2の規定により読み替えられた第58条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 略

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

第18条 略

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第19条 略

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第19条の2 略

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第19条の3 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第19条の4 略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の

附則第19条の7第3項において「特定期間」(という。)に行われたときに限り、第58条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第19条の2 略

2 略

3 神奈川県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第19条の5の規定により読み替えられた第58条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 略

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

第19条の3 略

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第19条の4 略

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第19条の5 略

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第19条の6 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第19条の7 略

2 略

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第58条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の

法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第60条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第60条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第44条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第60条の規定の適用については

_____、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第60条の規定の適用については

_____、当該ガソリン軽自動車
が令和4年4月1日から令和7年3月31日ま

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車

_____（営業用の乗用のものに限る。）に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

_____の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句
_____とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日ま

での間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第21条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 略

3 略

での間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第21条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 略

3 略

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例参照条文

○地方税法

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

- 2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

第34号の2の5の2様式記載要領

- 1 この納付書は、市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を申告納付の方法により納付する場合に使用すること。
- 2 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
- 3 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記載するものとする。
- 4 ※印の欄は、記載しないこと。

備考 eL-QRは、第三片に記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

市区町村コード

都道府県 市町村

市町村たばこ税領収済通知書 (公) (eL)

口 座 番 号 加 入 者

所在地及び氏名又は名称

eL番号: eL-QR

年度	※処 理 事 項	事業者コード
甲 告 期 間	申 告 区 分	
年 月分(から 年 月分まで)	申 告 修 正 更 正 決 定	
	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
税 額 01		
延 滞 金 02		
過少申告加算金 03		
不申告加算金 04		
重 加 算 金 05		
督 促 手 数 料 06		
合 計 額 07		

納 期 限 年 月 日 領 収 日 付 印

指 定 金 融 機 関 名 (取りまとめ店)

取りまとめ局

上記のとおり通知します。(市町村保管)

(第三片)

市区町村コード

都道府県 市町村

市町村たばこ税納付書 (公)

口 座 番 号 加 入 者

所在地及び氏名又は名称

eL番号:

第三片の当該箇所
にeL-QRが印字
されているため、
この箇所は使用し
ないこと。

年度	※処 理 事 項	事業者コード
甲 告 期 間	申 告 区 分	
年 月分(から 年 月分まで)	申 告 修 正 更 正 決 定	
	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
税 額 01		
延 滞 金 02		
過少申告加算金 03		
不申告加算金 04		
重 加 算 金 05		
督 促 手 数 料 06		
合 計 額 07		

納 期 限 年 月 日 領 収 日 付 印

日 計 口 円

上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)

(第二片)

市区町村コード

都道府県 市町村

市町村たばこ税領収証書 (公)

口 座 番 号 加 入 者

所在地及び氏名又は名称

eL番号:

第三片の当該箇所
にeL-QRが印字
されているため、
この箇所は使用し
ないこと。

年度	※処 理 事 項	事業者コード
甲 告 期 間	申 告 区 分	
年 月分(から 年 月分まで)	申 告 修 正 更 正 決 定	
	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
税 額 01		
延 滞 金 02		
過少申告加算金 03		
不申告加算金 04		
重 加 算 金 05		
督 促 手 数 料 06		
合 計 額 07		

納 期 限 年 月 日 領 収 日 付 印

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

◎この納付書は、3枚1組の複写式とな
っていますので、切り離さずに提出し
てください。

(第一片)

第二條 地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正

附則第五項の表第一項の項中「得た率」の下に「次項において「特例率」という。」を加え、同表第二項の項中「平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（以下この項において「特例率」という。）を「特例率」に、「当該市町村の常住人口」を「常住人口」に、「平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に常住人口を乗じて得た人口（以下この項において特定特例人口という。）を「特例人口」に、「から特定特例人口」を「から特例人口」に改める。

第三條 自動車重量譲与税法施行規則の一部改正

附則第五項の表第六項の項中「得た率」の下に「次項において「特例率」という。」を加え、同表第七項の項中「平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（以下この項において「特例率」という。）を「特例率」に、「当該市町村の常住人口」を「常住人口」に、「平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に常住人口を乗じて得た人口（以下この項において特定特例人口という。）を「特例人口」に、「から特定特例人口」を「から特例人口」に改める。

第四條 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部改正

附則第一條第一号及び第二号に規定する総務省令で定める世帯等

第一條 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第三百号。次項において「政令」という。）第一條第一号に規定する総務省令で定める世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- 一 夫、妻及び二人の子からなる世帯であること。
二 借家に居住する世帯であること。
三 収入のない世帯であること。

第二條 政令第一條第一号に規定する総務省令で定める率は、次の各号に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八條第一項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分（前年の十二月三十一日における地域の級地区分とする。）に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 一級地 一・〇
二 二級地 〇・九
三 三級地 〇・八

第四條中「第一條の二」を「第一條の三」に改める。

附則第三條中「第一條」を「第一條の二」に改める。

第一條 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條中地方税法施行規則第十五條の十五の改正規定並びに同令第三十三號の五様式及び第三十四號様式の改正規定並びに附則第六條第一項の規定 令和五年七月一日

二 第一條中地方税法施行規則第二條の改正規定（同條第二項中「第十條第七項」を「第十條第二十項」に改める部分を除く。）

同令第二條の六の改正規定、同令第九條の二の改正規定（同令第八項第一号イに係る部分、同項第二号中「第四條の五」に改める部分、同令第九項、第十一項第一号イ及び第十二項第一号イに係る部分、同令第十三項第一号イ中「第四十一條第一項第三号の表のロ又はハ」を「第四十一條第一項第三号イの表の(2)又は(3)」に改める部分、同令第十六項第一号イ、第十七項第一号イ、第十八項及び第二十項第一号イに係る部分、同令第三十四項の表第八項第二号の項中「第四條の三」を「第四條の五」に改める部分並びに同令第三十七項の表第八項第二号の項中「第四條の三」を「第四條の五」に改める部分を除く。）

同令第四項第一号イ中「第四十一條第一項第三号の表のロ又はハ」を「第四十一條第一項第三号イの表の(2)又は(3)」に改める部分並びに第六項第一号イ、第七項第一号イ、第八項第一号イ、第十四項第一号イ、第十七項第一号イ及び第十八項第一号イに係る部分を除く。）

同令第十五項第一号イに係る部分、同令第二号中「第四條の三」を「第四條の五」に改める部分、同令第六項及び第八項第一号イに係る部分、同令第十二項の表第五項第二号の項中「第四條の三」を「第四條の五」に改める部分並びに同令第十五項中「第四條の三」を「第四條の五」に改める部分を除く。）

同令第十五條の六の四を同令第十五條の六の五とし、同令第十五條の六の三を同令第十五條の六の四とし、同令第十五條の六の二を同令第十五條の六の三とし、同令第十五條の六の次に一條を加える改正規定 令和七年一月一日

第四條 第一條中地方税法施行規則第四條の七第十二項の改正規定並びに同令第十六號の十三様式の備考の表及び第十六號の三十の二様式の改正規定

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

第五條 第一條中地方税法施行規則第十六條の二十二の二第四項第五号イの改正規定 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行の日

第六條 第一條中地方税法施行規則第六條に七項を加える改正規定（同令第八十八項から第九十一項までに係る部分に限る。）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日

集計第二十七表(男女、年齢(五歳階級及び三分区)、国籍総数か日本人別人口、平均年齢、年中位級及び人口構成比「年齢別」の表側「国籍総数か日本人」が「国籍総数」かつ表側「男女」が「総数」のうち、表頭が「総数」の欄の数から表頭が「〇、四歳」「五、九歳」「十、十四歳」及び「十五、十九歳」に改め、平成二十二年国勢調査人口等基本集計第三十二表(年齢)の下に「年齢(各歳)、男女別人口、年齢別割合、平均年齢及び年中位級(総数及び日本人)の表頭「総数(年齢)」のうち総数の欄の数から「再掲」〇、四歳、「再掲」五、九歳、「再掲」十、十四歳「及び」再掲「十五、十九歳」を「同条第二号中」の下に「令和二年十月一日現在」とあるのは「平成二十二年十月一日現在」とを、加え、「平成二十七年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第二表(常住地又は従業地・通学地(二七分区分)による年齢(五歳階級、男女別人口、就業状態及び通学者数)を「令和二年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第一一表(男女、年齢(五歳階級)、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率)の表頭「常住地又は従業地・通学地」が「県内他市町村に常住」と、「表側が「十五歳未満」及び「十五歳以上」とあるのは「表側「総数(男女別)」と、「表側が「十五歳未満」及び「十五歳以上」とあるのは「表側「総数(男女別)」と、「表頭「常住地又は従業地・通学地」が「他県に常住」とあるのは「うち他県に常住」を加え」と読み替えるもの」を削る。

附則第十三条の三第二項第一号イ中「第十三条の三第九項第一号イ」を「第十三条の三第八項第一号イ」に改め、同号口中「の認定した」を「が認定した」に改め、同項第二号イ中「第十三条の三第九項第二号イ」を「第十三条の三第八項第二号イ」に改め、同項第三号中「第十三条の三第九項第三号イ」を「第十三条の三第八項第三号イ」に改め、同条第六項第二号中「第十三条の三第十項第二号」を「第十三条の三第十項第一号」に改め、同条第七項第一号中「第十三条の三第十項第二号」を「第十三条の三第十項第一号」に改め、同条第八項中「第十三条の三第十項」を「第十三条の三第十二項」に改め、同条第九項第三号中「掲げる譲渡」を「規定する譲渡」に改める。

附則第十五条第二項及び第十六条第二項中「第十一条の三第六項各号」を「第十一条の三第七項各号」に改める。
附則第二十条第一項から第三項までの規定中「第十七項第一号」を「第十八項第一号」に改め、同条第四項中「第十七項第八号」を「第十八項第八号」に改め、同条第五項中「附則第十八条の六第五項第一号又は第二十一項第一号」を「附則第十八条の六第六項第一号又は第二十三項第一号」に改める。

第一号の三様式 (別添①) 挿入

市町村民税
道府県民税

市町村民税
道府県民税
森林環境税

を
に改める。

第二号様式中
第三号様式 (別添②) 挿入
第三号様式別表を次のように改める。
第三号様式別表 (別添③) 挿入

市町村民税
道府県民税

市町村民税
道府県民税
森林環境税

を
に改める。

第五号の十五様式の次に次の様式を加える。
第五号の十五の二様式 (別添④) 挿入
第十二号の二の二様式 (別添⑤) 挿入
第十二号の六の様式の次に次の様式を加える。
第十二号の六の二様式 (別添⑥) 挿入
第十二号の九の様式の次に次の様式を加える。
第十二号の九の二様式 (別添⑦) 挿入
第十二号の十二の様式の次に次の様式を加える。
第十二号の十二の二様式 (別添⑧) 挿入
第十二号の十五の様式の次に次の様式を加える。
第十二号の十五の二様式 (別添⑨) 挿入
第十六号の四の様式の次に次の様式を加える。
第十六号の四の二様式 (別添⑩) 挿入
第十六号の十三の様式の備考の表中
法附則第十二条の二の七第一項第二号に掲げるもの

由 衛 隊

法附則第十二条の二の七第一項第二号に掲げるもの

由 衛 隊 等

に改める。

第十六号の三十の二様式を次のように改める。
第十六号の三十の二様式 (別添⑪) 挿入

第十六号の四十三様式を次のように改める。
第十六号の四十三の二様式 (別添⑫) 挿入

第十七号様式別表記載要領10(ロ)中「又は特別特定取得(同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。(ロ)において同じ)」を「特別特定取得(同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。新型コロナウイルス感染症等の影響に対処するための関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特別取得及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得を含む。(ロ)において同じ)」又は特別特例取得(同法第10項に規定する特別特例取得をいう。(ロ)において同じ)」に改め、同表記載要領10(中)「又は特別特定取得」を「特別特定取得又は特別特例取得」に改める。
第十八号様式記載要領2中「市町村民税」の次に「道府県民税及び森林環境税」を加える。
第十九号様式及び同様式記載要領1中「第321条の7の13第1項」を「第44条の2、第321条の7の13第1項及び森林環境税及び森林環境税と税に関する法律第10条」に改める。
第二十二号の四の様式の次に次の様式を加える。
第二十二号の四の二様式 (別添⑬) 挿入
第二十三号の四の様式記載要領を次のように改める。
第二十三号の四の二様式 (別添⑭) 挿入
第二十三号の四の二様式を次のように改める。
第二十三号の四の二様式 (別添⑮) 挿入
第二十三号の五の様式を次のように改める。
第二十三号の五の様式 (別添⑯) 挿入
第二十四号様式を次のように改める。
第二十四号様式 (別添⑰) 挿入
第二十四号の二の五の様式の次に次の様式を加える。
第二十四号の二の五の二様式 (別添⑱) 挿入
第二十四号様式別表「記載要領一」中「第701条の34」の次に「又は法附則第32条の3若しくは第32条の4」を加える。

○総務省令第三十六号

地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百三十二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第三百号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第十七号中「第五項」を「第四項」に改め、「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を「含む。」の下に「又は第五項（法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第一条の十六第一項中「第三項及び第四項並びに」を「以下この条及び」に改め、同条第三項中「提出した都道府県等」の下に「及び法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等」を加え、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等（既にこの項の規定により申出書等を提出した都道府県等を除く）は、第一項の規定にかかわらず、当該取消の日から起算して二年を経過する日の属する月の初日から末日までの間に、申出書等を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出することができる。

8 平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する鉄道施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十三項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む）又は改良が行われた旧法附則第十六条の第二十一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 施行日から附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の第二項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項及び第四十六項、第十五条の第二項並びに第十五条の三の項及び新法附則第十七条の第二項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項及び第四十六項、第十五条の第二項並びに第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中「第四十三項及び第四十六項」とあるのは、「及び第四十三項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新法第四百四十五条第三項の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、七号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同項の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、七号施行日の属する年度の翌年度（七号施行日が四月一日である場合には、七号施行日の属する年度）以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

3 新法第四百四十六条、第四百五十一条及び附則第二十九条の九の規定は、一号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 施行日以後最初に行う地方税法第四百四十六条第四項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第四百四十六条第一項から第三項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。

5 施行日以後最初に行う地方税法第四百五十一条第六項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第四百五十一条第一項から第五項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。

6 新法第四百六十三条の第三項から第八項まで及び第四百六十三条の四第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第四百五十五条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する軽自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車税の環境性能割に係る旧法第四百六十三条の三の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第四百六十三条の四の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第四百六十三条の三第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

7 新法附則第三十条の規定は、令和五年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8 附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第三十条の二の規定は、令和六年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第十八条 七年新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、四号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、四号施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 四号施行日以後における前条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「地方税法第四百四十六条第四項」とあるのは「附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法次項において「七年新法」という。第四百四十六条第四項」と、「新法第四百四十六条第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第五項中「地方税法第四百五十一条第六項」とあるのは「七年新法第四百五十一条第六項」と、「新法第四百五十一条第一項」とあるのは「同条第一項」とする。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第十九条 新法第四百八十三条第二項から第八項まで及び第四百八十四条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第四百八十条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税に係る旧法第四百八十三条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第四百八十四条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第四百八十三条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

(鉱産税に関する経過措置)

第二十条 新法第五百三十六条第二項から第八項まで及び第五百三十七条第三項の規定は、一号施行日以後に申告書の提出期限が到来する鉱産税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した鉱産税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した鉱産税に係る旧法第五百三十六条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第五百三十七条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第五百三十六条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第二十一条 新法第六百九条第二項から第八項まで及び第六百十条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第六百八十六条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する特別土地保有税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税に係る旧法第六百九条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第六百十条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第六百九条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

(市町村法定外普通税に関する経過措置)

第二十二条 新法第六百八十八条第二項から第八項まで及び第六百八十九条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第六百八十六条第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する市町村法定外普通税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税に係る旧法第六百八十八条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第六百八十九条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第六百八十八条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

(入湯税に関する経過措置)

第二十三条 新法第七百一条の十二第二項から第八項まで及び第七百一条の十三第三項の規定は、一号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する入湯税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した入湯税に係る旧法第七百一条の十二の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七百一条の十三の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第七百一条の十二第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

(入湯税に関する経過措置)

第二十三条 新法第七百一条の十二第二項から第八項まで及び第七百一条の十三第三項の規定は、一号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する入湯税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した入湯税に係る旧法第七百一条の十二の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七百一条の十三の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第七百一条の十二第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

3 新法第四百九条、第五百七条及び附則第十二条の二の十一の規定は、一号施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割については、一号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 施行日以後最初に行う地方税法第四百九条第四項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第四百九条第一項から第三項までの規定の適用を受ける自動車の範囲について行うものとする。

5 施行日以後最初に行う地方税法第五百七条第六項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第五百七条第一項から第五項までの規定の適用を受ける自動車の範囲について行うものとする。

6 新法第七十一条第二項から第八項まで及び第七十二条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第六十一条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した自動車税の環境性能割に係る旧法第七十一条の不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを除く。)又は旧法第七十二条の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限り)は、新法第七十一条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

7 新法附則第十二条の三の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8 附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第十二条の五の規定は、令和五年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの一号施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第十二条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法(附則第十八条第一項において「七新法」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び附則第十八条において「四号施行日」という。)以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 四号施行日以後における前条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「地方税法第四百九条第四項」とあるのは「附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法(次項において「七新法」という。)第四百九条第五項」と、新法第四百九条第一項から第三項までとあるのは「同条第一項から第四項まで」と、同条第五項中「地方税法第五百七条第六項」とあるのは「七新法第五百七条第七項」と、「新法第五百七条第一項から第五項まで」とあるのは「同条第一項から第六項まで」とする。

(道府県法外普通税に関する経過措置)

第十三条 新法第二百七十八条第二項から第八項まで及び第二百七十九条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第二百七十六条第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県法外普通税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県法外普通税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県法外普通税に係る旧法第二百七十八条の不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを除く。)又は旧法第二百七十九条の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限り)は、新法第二百七十八条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

(市町村民税に関する経過措置)

第十四条 新法第三百十四条の規定は、施行日以後に発生する同条第一項に規定する特定非常災害について適用する。

3 新法第三百七条の三の二第二項の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第三百七条の二第二項ただし書に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同法第三百七条の三の二第二項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新法第三百七条の六第七項の規定は、施行日以後に提出すべき同項に規定する報告書について適用し、施行日前に提出すべき旧法第三百七条の六第七項に規定する報告書については、なお従前の例による。

5 新法第三百二十八条の十一第二項から第八項まで及び第三百二十八条の十二第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第三百二十八条の九第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する個人の市町村民税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した個人の市町村民税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した個人の市町村民税に係る旧法第三百二十八条の十一の不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを除く。)又は旧法第三百二十八条の十二の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限り)は、新法第三百二十八条の十一第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

6 新法附則第三十五条の三第十一項から第二十項までの規定は、同条第十一項の市町村民税の所得割の納税義務者が施行日以後に同条第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、旧法附則第三十五条の三第十一項の市町村民税の所得割の納税義務者が施行日前に同条第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

7 新法第二百九十二条第一項第四号(新租税特別措置法第四十二条の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。)並びに附則第八条第十一項(同号の規定に係る部分に限る。)及び第十二項(同号の規定に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

第十五条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百十四条の二第一項(第十号の二に係る部分に限る。)の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第十六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百五十三条第一項及び第三百九十六条第一項の規定は、二号施行日以後に行われるこれらの規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求について適用し、二号施行日前に行われた旧法第三百五十三条第一項及び第三百九十六条第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求については、なお従前の例による。

3 新法第三百九十三条第二項及び第三項の規定は、令和七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十九号)の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十八項に規定する家屋又は償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

定の適用を受けたことがある場合を除き、当該工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日(当該工事が完了した日)が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額(この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額と割合)の三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 前項の規定は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税の納税義務者から、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から三月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき第一項の規定を適用することができる。

附則第十五条の十第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の二第一項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「住宅用地(以下この条)」を「住宅用地(以下この項及び第三項)に改め、同条第二項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同条第十項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十一項及び第十二項を削り、第十三項を第十一項とする。

附則第十六条の三第一項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「住宅用地(以下この条)」を「住宅用地(以下この項及び第三項)に改め、同条第二項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項の次に次の三項を加える。

10 市町村は、平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者(当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む)その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日(当該家屋が令和五年四月一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ)の属する年の翌年の一月一日(当該家屋が取得され、又は改築された日)が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額(附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ)又は都市計画税額(同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ)のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額)のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

11 平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者(当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む)その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事)が認める償却資産の取得(共有持分の取得を含む。以下この項において同じ)又は当該損壊した償却資産の改良を行った場合における当該取得又は改良が行われた償却資産(改良が行われた償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良が行われた部分と)、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得若しくは改良が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とする。

12 前項の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三の二まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二まで又は附則第十六条の三第十一項」とする。

附則第十六条の三の次に次の一条を加える。

第十六条の四 令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例
 第十六条の四 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供された土地で令和二年年度の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの(第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるものを除く。以下この条において「被災住宅用地」という。)のうち、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で令和二年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者(第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。)が所有するものに対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地(以下この項及び第三項において「住宅用地」という。)として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定(第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く)を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の四第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 令和二年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者(以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。)が、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合(前項の規定の適用がある場合を除く)には、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの(第七項において「特定被災住宅用地」という。)で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の四第一項」とあるのは、「附則第十六条の四第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

十七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「認定事業により平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「認定事業（その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものにあつては、政令で定める要件を満たすものに限る。）により令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第二十四条第七項」を「第二十四条第八項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十九号）の施行の日から令和六年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に、同項を「政府又は地方公共団体」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項中「令和四年度」を「令和六年度」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十二項中「第二十二項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十一項を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十四項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十五項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項を第三十九項とし、第四十一項を第四十項とし、同条第四十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項を第四十二項とし、第四十四項を第四十三項とし、同条第四十四項を「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条に次の二項を加える。

45 租税特別措置法第十條第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二條の四第十九項第七号に規定する中小企業者（以下この項において「中小事業者等」という。）が令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に中小企業等経営強化法第五十三條第二項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）以下この項において同じ。）をした同法第二條第十四項に規定する先端設備等（以下この項において「先端設備等」という。）に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三條第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四條の二第三項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を

行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該機械装置等に対して新たに固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。ただし、当該機械装置等のうち租税特別措置法第十條の五の四第三項第八号又は第四十二條の十二の五第三項第九号に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるものが記載された認定先端設備等導入計画に従つて取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分（令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分）の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

46 道路運送法第三條第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（同法第五條第一項第三号に規定する路線定期運行を行う者に限る。）が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四條第三項の規定による認定を受けた同法第十三條第一項に規定する道路運送高度化実施計画に基づき実施する同法第七号に規定する道路運送高度化事業（同号ハに掲げるものに限る。以下この項において「特定道路運送高度化事業」という。）の用に供する電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）で総務省令で定めるものの充電の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條、第三百四十九條の二又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、当該土地及び償却資産が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日から令和十年三月三十一日までの期間内に最初に特定道路運送高度化事業の用に供された日（以下この項において「供用開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（供用開始日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

附則第十五條の二第一項中「前條第十三項」を「前條第十二項」に改め、同條第二項中「前條第十三項若しくは第二十七項」を「前條第十二項若しくは第二十六項」に改める。

附則第十五條の六第一項中「附則第十五條の九の二」を「附則第十五條の九の三」に改める。

附則第十五條の八第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十五條の九第五項及び第十項中「又は次條第一項若しくは第五項」を「次條第一項若しくは第五項若しくは附則第十五條の九の三第一項」に改める。

附則第十五條の九の二第五項中「対して第一項」の下に「若しくは次條第一項」を加え、同條の次に次の一条を加える。

（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額）

第十五條の九の三 市町村は、新築された日から二十年以上を経過したマンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四十九号）第二條第一号に規定するマンション）であつて、人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有するもの（以下この項において同じ。）のうち、同法第五條の二第一項の規定による助言若しくは指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第五條の八に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものであつて、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものが行われたもの（当該工事が行われた棟に限る。以下この条において「特定マンション」という。）に係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、附則第十五條の九第一項若しくは前條第一項の規定の適用がある場合又は当該特定マンションが既にこの項の規

第一項第三号イ(2)	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円
	二万六千五百円	七千円
	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千円	一万円
	五万五百円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千円	一万六千円
	三万三千円	八千五百円
第一項第四号	四万九千円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千円	一万八千五百円
	八万三千円	二万二千円
	四万五千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
	三千七百元	千円
	四千七百元	千二百円
	六千三百円	千六百円
第二項第一号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千円
	六千三百円	千六百円

附則第十二条の三第五項を同条第二項とし、同条第六項中「第七百七十七条の七第一項」を「第七百七十七条の七第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合は令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千二百円	一万四千円
	四万七百元	二万五百円
第四号イ	四万七百元	二万五百円
	四万七百元	二万五百円

附則第十二条の三第六項を同条第三項とする。
 附則第十二条の五第一項中「第三項、第五項又は第六項」及び「から第六項まで」を「又は第三項」に改め、「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
 5 第二項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び地方税法附則第十二条の五第二項の規定による自動車税の種別割」とする。
 附則第十四条第一項中「第九号」を「第十号」に改め、同条第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。
 附則第十四条の二中「公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会」の下に「次項及び第三項において「博覧会協会」という。」を加え、同条に次の二項を加える。

2 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に博覧会への出席参加契約を締結した者（博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く。）が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。
 3 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に固定資産を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者が、当該契約に基づき博覧会協会に無償で貸し付ける固定資産（博覧会の用に供されるものであって、博覧会協会に無償で貸し付けていることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

附則第十五条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「六分の五」(当該設備のうち大規模なものとして政令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一)に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「令和五年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「第十八項」を「第

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第一号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第七項中「においては」を「には」に改め、同条第九項第二号中「又は」を「若しくは偽りの答弁をし」に、「忌避した」を「忌避し、又は同項の規定による物件の提示若しくは提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、若しくは偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下この章において同じ。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。同項において同じ。)その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した」に改め、同条第十項中「又は」を削り、「検査させる」を「検査させ、当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めさせ、又は当該調査において提出された物件を留め置かせる」に改め、同条第十一項中「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第十五条の六の二第三項の表第十五条の二第九項第二号の項を次のように改める。

第十五条の二第九項第二号	次項の規定による	国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う徴税吏員の
	同項の規定による検査	同条の規定の例により行う徴税吏員の検査
	又は同項の規定による	又は同条の規定の例により行う徴税吏員の
	含む。同項において同じ	含む

第十七条の五第六項中「第七十一条の第十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十一条の五十五第六項、第七十二条の四十六第五項(第一号に係る部分に限る。)、第七十四條の二十三第五項、第九十條第五項、第百四十四條の四十七第五項、第百七十一條第五項、第二百七十八條第五項、第三百二十八條の十一第五項、第四百六十三條の三第五項、第四百八十三條第五項、第五百三十六條第五項、第六百九十九條第五項、第六百八十八條第五項、第七百一十一條の十二第五項、第七百一十一條の六十一第五項、第七百二十一條第五項又は第七百三十三條の十八第六項」を「第七十一条の十四第六項、第七十一条の三十五第七項、第七十一条の五十五第七項、第七十二条の四十六第六項(第一号に係る部分に限る。)、第七十四條の二十三第六項、第九十條第六項、第百四十四條の四十七第六項、第百七十一條第六項、第二百七十八條第六項、第三百二十八條の十一第六項、第四百六十三條の三第六項、第四百八十三條第六項、第五百三十六條第六項、第六百九十九條第六項、第六百八十八條第六項、第七百一十一條の十二第六項、第七百二十一條第六項又は第七百三十三條の十八第七項」に改める。

第二十二條の二第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。
第二十二條の四第一項中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この款において同じ。」を削る。

第二十三條第一項第四号イ中「法人税額」の下に「各対象会計年度(法人税法第十五條の二に規定する対象会計年度をいう。)の国際最低課税額(同法第八十二條の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。)に対する法人税の額を除く。」を加え、「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、同号ロ中「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める。

第二十七條第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第二号中「忌避した者」を「忌避したとき」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき」に改める。

第三十條第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「罰金刑」を「刑」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第三十二條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「所得割の課税標準」を付し、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「第八項」の下に「及び次条第一項」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第六項ただし書中「によつて」を「により」に改め、同条第七項中「においては」を「には」に改め、同条第八項中「によつて」を「により」に改め、同条第十項中「うめられた」を「埋められた」に改める。

第三十三條を次のように改める。
第三十三條 所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害(第五項において「特定非常災害」という。)に係る同条第一項の特定非常災害発生日の属する年(以下この項及び次項において「特定非常災害発生日」という。)の年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限り、が特定非常災害発生日純損失金額(その者の当該特定非常災害発生日において生じた前条第八項の純損失金額をいう。))又は被災純損失金額(所得税法第七十條の二第四項第一号に規定する被災純損失金額をいう。))、当該特定非常災害発生日において生じたものを除く。以下この項において同じ)を有する場合には、当該特定非常災害発生日純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生日純損失金額(次条第一項に規定する特定非常災害発生日純損失金額をいう。以下この項において同じ。))及び被災純損失金額(次条第一項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。))以外のもの」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年(前五年内において生じた被災純損失金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。))とする。

一 事業資産特定災害損失額(所得税法第七十條の二第四項第二号に規定する事業資産特定災害損失額をいう。))の当該納税義務者の有する事業用固定資産(同項第三号に規定する事業用固定資産をいう。次号において同じ)でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうち占める割合が十分の一以上であること。

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、学校医等の公務災害に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改めるため提案する。

2 根拠法規

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項

3 条例の概要

(1) 介護補償の額を引き上げることとした。（第12条関係）

(2) 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることとした。（別表関係）

(3) この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第3条 補償は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（附則第12項及び第13項において単に「事故発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（第18条第2項第2号において単に「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(介護補償)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>172,550円</u>を超えるときは、<u>172,550円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>77,890円</u>以下であるときに限る。）<u>77,890円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第3条 補償は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（附則第12項及び第13項において単に「事故発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（第18条第2項第2号において単に「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(介護補償)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>171,650円</u>を超えるときは、<u>171,650円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>75,290円</u>以下であるときに限る。）<u>75,290円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会</p>

規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が86,280円を超えるときは、86,280円）

- (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が38,900円以下であるときに限る。） 38,900円

別表（第3条関係）

補償基礎額表

医師、歯科医師又は 薬剤師としての経験 年数	5年未満	5年以上10 年未満	10年以上1 5年未満	略
学校医及び学校歯科 医の補償基礎額	円 <u>6,340</u>	円 <u>8,085</u>	円 <u>9,640</u>	略
学校薬剤師の補償基 礎額	<u>5,340</u>	<u>6,310</u>	<u>6,925</u>	略

備考 略

規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が85,780円を超えるときは、85,780円）

- (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が37,600円以下であるときに限る。） 37,600円

別表（第3条関係）

補償基礎額表

医師、歯科医師又は 薬剤師としての経験 年数	5年未満	5年以上10 年未満	10年以上 15年未満	略
学校医及び学校歯科 医の補償基礎額	円 <u>6,245</u>	円 <u>8,003</u>	円 <u>9,608</u>	略
学校薬剤師の補償基 礎額	<u>5,263</u>	<u>6,240</u>	<u>6,900</u>	略

備考 略

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
(補償の範囲、金額、支給方法等)

第四条 前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。

2 前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定を参しやくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務上医師、歯科医師又は薬剤師としての業務に従事する者の公務上の災害に対し同法により行われる同種の補償と、おおむね同程度のものとなるようにこれを定めなければならない。

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和5年政令第154号）の規定による改正前のもの）

(介護補償)

第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（同号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として文部科学大臣が定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十七万千六百五十円を超えるときは、十七万千六百五十円）

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が七万五千二百九十円以下である場合に限る。） 七万五千二百九十円

三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万五千七百八十円を超えるときは、八万五千七百八十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が三万七千六百円以下であるときに限る。） 三万七千六百円

第六条の二第二項第一号中「十七万二千五百五十円」を「十七万二千五百五十円」に改め、同項第二号中「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同項第三号中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に改め、同項第四号中「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、二四五円」を「六、三四〇円」に、「八、〇〇三元」を「八、〇八五円」に、「九、六〇八円」を「九、六四〇円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、二六三元」を「五、三四〇円」に、「六、二四〇円」を「六、三一〇円」に、「六、九〇〇円」を「六、九二五円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、令和四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣 永岡 桂子
内閣総理大臣 岸田 文雄

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第五百五十四号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

令和5年第1回臨時会補正予算（専決処分）の主な事業の概要

一般会計（令和5年度 補正第1号）
（歳出）

（単位：千円）

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	2,400	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)		2,400				
			エネルギー・食料品価格等の物価高騰への生活者支援として、国による子育て世帯生活支援特別給付金の給付事務に従事する職員に係る時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月14日)				
2	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	295,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	子育て世帯生活支援特別給付金 (こども政策課)		295,000				
			エネルギー・食料品価格等の物価高騰への生活者支援として、国による子育て世帯生活支援特別給付金を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月14日)				
3	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	31,248	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費 (こども政策課)		31,248				
			エネルギー・食料品価格等の物価高騰への生活者支援として、国による子育て世帯生活支援特別給付金を支給することに伴い、報酬、会計年度任用職員期末手当、共済費、費用弁償、消耗品費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月14日)				

令和5年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第2号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費	15,015	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	15,015						
	情報化推進経費 (デジタル推進課)		国がマイナンバーカードの普及促進のために実施するマイナポイント事業の期間が延長されることに伴い、マイナポイント設定支援を延長するため、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月17日)				
2	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	4,126	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	4,126						
	職員給与費 (職員課)		エネルギー・食料品価格等の物価高騰への生活者支援として、住民税非課税世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の給付事務に従事する職員に係る時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月17日)				
3	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	29,940	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	29,940						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (介護保険課)		エネルギー・食料品価格等の物価高騰への事業者支援として、物価高騰の影響を受ける介護サービス事業所等の負担を軽減し、事業運営を支援することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月17日)				
4	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	765,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	765,000						
	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (生活支援課)		エネルギー・食料品価格等の物価高騰への生活者支援として、住民税非課税世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月17日)				
5	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	49,853	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	49,853						
	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務費 (生活支援課)		エネルギー・食料品価格等の物価高騰への生活者支援として、住民税非課税世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給することに伴い、報酬、会計年度任用職員期末手当、共済費、費用弁償、消耗品費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月17日)				
6	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	11,730	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	11,730						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (障がい福祉課)		エネルギー・食料品価格等の物価高騰への事業者支援として、物価高騰の影響を受ける障害福祉サービス事業所等の負担を軽減し、事業運営を支援することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月17日)				
7	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	50,184	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	50,184						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保育課)		エネルギー・食料品価格等の物価高騰への事業者支援として、物価高騰の影響を受ける認可保育所等の負担を軽減し、事業運営を支援することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月17日)				

令和5年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第2号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補正額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費	26,717	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	26,717						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (地域保健課)		エネルギー・食料品価格等の物価高騰への事業者支援として、物価高騰の影響を受ける医療機関や薬局等の負担を軽減し、事業運営を支援することに伴い、報酬、費用弁償、印刷製本費、通信運搬費、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月17日)				
9	(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業振興費	7,350	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	7,350						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (農業水産課)		エネルギー・食料品価格等の物価高騰への事業者支援として、物価高騰の影響を受ける農業者に対する農業水産事業者支援事業給付金を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月17日)				
10	(款) 農林水産業費 (項) 水産業費 (目) 水産業振興費	1,298	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	1,298						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (農業水産課)		エネルギー・食料品価格等の物価高騰への事業者支援として、物価高騰の影響を受ける漁業者に対する農業水産事業者支援事業給付金を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月17日)				
11	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費	380,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	380,000						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (産業観光課)		エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者及び事業者を支援するとともに、地域経済の活性化や市内消費を喚起するため、市内店舗でのキャッシュレス決済に対するポイント還元事業を実施することに伴い、消耗品費、広告料、委託料、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月17日)				
12	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 橋りょう新設改良費	1,331	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				300	899	132	
	浜園橋橋りょう整備事業費 (道路建設課)		浜園橋橋りょう整備工事における取付道路工及び護岸工に係る設計積算業務委託について、労務単価の上昇や積算基準の改定に伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月17日)				
13	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	8,482	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	8,482						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (都市政策課)		エネルギー・食料品価格等の物価高騰への事業者支援として、物価高騰の影響を受けるバス事業者やタクシー事業者に対し、燃料費高騰による影響を軽減するため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月17日)				
14	(款) 教育費 (項) 学校給食費 (目) 学校給食管理費	2,978	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						2,978	
	中学校給食施設整備事業費 (学務課)		中学校給食の実施に向けた配膳室整備設計業務委託について、労務単価の上昇に伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月17日)				

令和5年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第2号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事 業 名 (主 管 課)	補 正 額	説 明					
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
15	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年対策費	368	368					
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (青少年課)		エネルギー・食料品価格等の物価高騰への事業者支援として、物価高騰の影響を受ける児童クラブの負担を軽減し、事業運営を支援することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年4月17日)					

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

ちがさき男女共同参画推進プランの名称の変更に伴い、ちがさき男女共同参画推進プラン協議会の名称を改めるため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第203条の2第5項

3 条例の概要

(1) ちがさき男女共同参画推進プラン協議会の名称を茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画協議会に改めることとした。（別表関係）

(2) 所要の規定を整備することとした。（附則第2項関係）

(3) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市 長	略	略	略	市 長	略	略	略
	<u>茅ヶ崎市ジェン ダー平等推進計 画協議会</u>	<u>茅ヶ崎市ジェンダー平等推進 計画</u> につき市長の諮問に応じ て調査審議し、その結果を答 申し、又は建議すること。	略		<u>ちがさき男女共 同参画推進プラ ン協議会</u>	<u>ちがさき男女共同参画推進プ ラン</u> につき市長の諮問に応じ て調査審議し、その結果を答 申し、又は建議すること。	略
	略	略	略		略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)			(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)		
別表第1 (第1条関係)			別表第1 (第1条関係)		
区分	単位	報酬額	区分	単位	報酬額
略	略	略	略	略	略
<u>ジェンダー平等推進 計画協議会委員</u>	略	略	<u>ちがさき男女共同参 画推進プラン協議会 委員</u>	略	略
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第三百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

「報告第8号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和5年2月20日 午前9時25分頃
 事故発生場所 円蔵二丁目14番12号
 事故当事者 相手方 市内所在の法人
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和5年 2月20日 事故発生
 令和5年 2月20日 安全対策課より資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。
 令和5年 2月20日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。
 令和5年 4月18日 専決処分をする。

損害賠償の額の内訳

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		13,200円
(算出内訳)		(修理費) 13,200円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	13,200円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 13,200円×100% =13,200円	